

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案に係る意見・情報の募集の結果
について

令和6年1月10日

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案について、令和5年11月2日から令和5年12月1日までの期間、意見・情報の募集を実施しましたところ、3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

(なお、本件につきましては、お寄せいただいた御意見を検討した上で、別添のとおり制定することとしました。)

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 農林水産省経営局協同組織課 電話：03-3502-8111（内線 5222）

【別紙】

御意見	御意見に対する考え方
<p>共済推進上の留意点及び利用者保護を図るための留意点の改正事項については、もつともなことであり賛同するものです。ただし、監督指針が改正されたとしても農協内での業務運営を検証するために共済事業実施機関に係る検査マニュアル（系統共済検査マニュアル）において具体的な検証項目を織り込み、常例検査などに反映する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>1枚目の改正後欄の下線部の「場合など」は「場合等」のほうがよい。名詞のあとだから。</p>	<p>御指摘のとおり修正いたします。</p>
<p>II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点 (3) (注)</p> <p>○ 今回の改正案は、高齢者に対する共済推進に当たっては、将来的に誰もが認知機能等の低下に直面する可能性があることから、認知機能等が低下した場合における共済契約上の適切な手続（成年後見制度の活用等）について、事前に案内するような取組等の対応を求める趣旨という理解でよいか。</p> <p>○ 今回の改正案を踏まえ、取組内容の検討や、利用者に対して案内するための資材の作成、その活用方法の周知等、対応にあたっては一定の準備期間を要する。施行日の時点で対応できていることを求められるものではない（順次対応していくことが求められるもの）という理解でよいか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>